

令和2年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

(議案補充説明)

1 議案第181号「三重県民の森の指定管理者の指定について」	1
2 議案第182号「三重県上野森林公園の指定管理者の指定について」	7

(所管事項説明)

1 第4次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）について	14
	別添1、別冊1
2 米の需給見通しとその対応について	16
3 伊勢茶の振興について	18
4 高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応状況について	20
5 令和元年度森林環境譲与税の県内における活用状況報告について	22
6 「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」の見直しについて	24

別冊1： 第4次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）

令和2年12月 農林水産部

## (議案補充説明)

### 1 三重県民の森の指定管理者の指定議案について

#### 1 議案

議案第 181 号 「三重県民の森の指定管理者の指定について」。

#### 2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県民の森」について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県民の森条例（昭和 55 年三重県条例第 3 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

#### 3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県民の森
- (2) 設置場所 三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181-3

#### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県三重郡菰野町千草 3927-1  
名 称 N P O 法人 E C C O M  
代表者 理事長 森 豊

#### 5 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

##### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 2 年 9 月 23 日から令和 2 年 9 月 29 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

・ N P O 法人 E C C O M （三重県三重郡菰野町千草 3927-1）

##### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県民の森指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、経費だけではなく、サービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	石川 知明	(三重大学教授)
委 員	赤木 邦男	(弁護士)
委 員	岩田 広子	(公認会計士)
委 員	小林 ゆかり	(株式会社百五総合研究所 主任研究員)
委 員	三宅 和枝	(森と暮らしのデザイン集団 k i c o r i s 会員)
委 員	保黒 時男	(公募委員)

イ 審査の経過

令和2年 8月 21日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の決定）

令和2年 10月 12日 第2回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査）及び  
総合判定）

※応募団体数が3団体以内であったため、第1次審査（書類審査）は実施せず、  
第2次審査（ヒアリング審査）を実施しました。

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準  
などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（300点満点））

NPO法人ECCOM (評価点2480点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県三重郡菰野町千草 3927-1

名 称 NPO法人ECCOM

代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果を踏まえ、「NPO法人ECCOM」は、

- ・平成23年度から指定管理者として、園内の施設や森林の管理を行っており、三重県民の森の自然環境を最大限に生かしたイベントの開催などにより利用者数を増加させるなど、運営・管理を適切に行ってきましたと認められること。
- ・危機管理に関するマニュアルの作成など緊急時への対応や個人情報の適切な管理が十分になされているとともに、管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されており、十分に三重県民の森の管理、運営が可能であると見込まれること。

などを評価し、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### (1) 県民サービスの向上

指定管理候補者は、これまでの実績やデータに基づき、利用者数の増加に向けて具体的な目標を設定し、P D C Aサイクルによる継続的な取組の提案を行っているとともに、自然体験型イベントの実施において、利用者の「関心と理解」の段階に対応した森林環境教育のプログラムを提案していることなどから、施設利用者数の増加や満足度の向上が期待できます。

### (2) 経費の縮減

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウを活用して経費の縮減を図ることができます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) 緊急発生時の対応
- (6) リスク分担
- (7) 業務計画書の提出
- (8) 業務報告書の提出
- (9) 事業報告書の提出
- (10) 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

- 令和2年 12月 指定管理者の指定
- 令和3年 3月 協定書の締結
- 令和3年 4月 指定管理者による施設管理の開始

## 提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			NPO法人ECCOM		
1 県民の平等な利用の確保	・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニーク・バーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策、豊かな自然環境の保全と活用等の施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。	300	・多くの生きものに開まれた、人も自然も笑顔になれる社会にする」ミッションに定め事業に取り組む。 ・「生物多様性を育む自然環境づくり」、「地域の自然を愛し大切にすることのできる人づくり」、「地域の多様な主体と協働した環境まちづくり」、「まちのオアシスとなるような空間づくり」、「誰もが安全安心、快適に利用できる平等・公平な管理運営」を基本方針とし、管理運営する。 ・自主目標として令和7年度までに年間利用者数を20万人の達成を目指す。 ・コンプライアンス方針及び行動規範を定め、意識の徹底を通して日常業務における問題発生の未然防止を図る。	263	・組織体制、運営、事業内容等全体的にすばらしい。今後ますます期待したい。
管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか					
指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか					
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか					
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか					
企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か					
2 三重県民の森の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。</li> <li>・管理方針にそって管理運営を行うこと。</li> <li>(利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 利用促進を図る</li> <li>- 常に良好な状態に保つ</li> <li>- 利用者の安全を常に確保する。)</li> </ul> </li> <li>・緊急時の対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>(危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備</li> <li>- 緊急事態等の発生時には危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・個人情報の保護について、三重県個人情報条例の遵守</li> <li>・情報公開について三重県情報公開条例の遵守</li> <li>・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。</li> <li>・適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。</li> </ul>	750	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安全・安心・快適に利用できる空間であることを最優先に考え、仕様書に定められている管理水準を満たし、常に良好な状態に保てるよう維持管理に努める。</li> <li>・PDCAマネジメントサイクルに基づいた運営により、常に良い環境を提供し、利用促進につながるよう取り組む。</li> <li>・維持管理業務のうち、専門技術を要する業務については、委託により管理する。</li> <li>・獣害による甚大な被害が見込まれる場合にはワナ罠免許を持つスタッフや地元獣友会と連携し駆除を実施し個体数の調整を行う。</li> <li>・ウェブ会議ツールやビジネスチャットツールなどのビジネスツールを効率的に業務に取り入れる。</li> <li>・各エリアにおいて長期的な視点に基づき、生物多様性の確保に配慮した管理を行う。</li> <li>・園内に生息・生育する動植物は日常的に記録し、生物多様性を確保する管理に反映させる。</li> <li>・1日4回の巡視を行う。巡視マニュアルや遊具点検マニュアルの活用により危険箇所の早期発見、早期対応を実施する。</li> <li>・危機管理マニュアルを策定し、事故等が発生した場合、迅速に対応し、二次被害を防止する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止対策として、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・消毒の実行」をスタッフ、利用者ともに励行することを基本とした公園運営を行う。</li> </ul>	619	・審査基準を満たした提案がされている。
管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか					
施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか					
長期的な視点に基づいた管理方法であるか					
生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか					
利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか					
危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか					
緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか					
緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか					
個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか					
情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか					
適切な新型コロナウイルス感染防止対策がとられているか					

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント)
			NPO法人ECCOM	
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	<p>問い合わせ等があった場合には、丁寧な応対と適切な案内を行うこと。</p> <p>・自然体験型イベントを年24回(原則月2回)を実施すること</p> <p>・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。</p> <p>・ホームページによる情報発信などをを行い、利用促進に努めること。(原則週1回情報発信すること。)</p> <p>・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。</p> <p>【成果目標】 施設利用者数 毎年度 13,3万人 満足度 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者満足度 92%</p>	1,350	<p>「関心→理解→行動」という3段階の目標を設定し、それぞれに対応した環境教育プログラムを組み込んだイベントを通して、人々の自然に対する認識を醸成させる。「関心と理解」の段階に對応するイベントとして、自然の中で原体験を持つイベント。季節に応じた自然観察会などを、「行動」の段階に對応するイベントとして、自然体験活動をしている団体や個人とのコラボレーションによるイベント、中学校の実施する職業体験の受け入れなどを行う。森林セラピーやヨガ、森の中でのコンサートなど、廻し・リラクゼーションといった森林の新しい魅力を利用したイベントを実施する。</p> <p>・整備とイベントが一体となったプログラムを実施することで、利用者にも森づくりに参加してもらうことを目指す。</p> <p>・「森の風ようちえん」と協働し、未就園児とその保護者を対象とした「ちいさな森のようちえん」を毎週開催する。学校の遠足や課外授業に対応できるよう多彩な環境教育プログラムを用意する。</p> <p>・本拠拠点施設を目的に訪れた人が森林の中において新たな新しいサービスを提供し、利用者の増加、満足度の上昇につなげる。</p> <p>・常に新しい企画に取り組む。全国の先進的な事例にアンテナを張り、良い部分を取り込んでいく。利用者ニーズをくみ取るためにアンケートを重視し、できるだけ多くの声を拾えるよう工夫する。</p> <p>・ウェブサイトは、誰もが見やすいページになるよう心がけ、年々変化するインターネットのトレンドや利用者ニーズに合わせていく。SNS、メールマガジン、リーフレット等の作成、自治体広報やフリーペーパー、ケーブルテレビなどで情報発信。</p> <p>・地域内の各種団体と積極的に築いてきた連携を通して、より充実したイベントや活動の実施に取り組む。</p> <p>・園路沿いのセルフガイドボードを充実させる。また、コロナ禍のもとでも、参加者の感染リスクがなく安全に実施できるオンラインでのイベントを充実させる。</p>	1,103
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額120,540千円	300	<p>・可能な限り自主事業収入が得られるよう取り組む。業務再委託は、大規模な機械力を活用する場合、専門的な資格や知識が必要な場合のみ行う。業務再委託を極力少なくし、直営化に取り組む。</p> <p>・企業協賛やクラウドファンディング等を通して資金調達に取り組み、よりよい施設となるよう努める。</p>	250

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
			NPO法人ECCOM	
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。		・常勤職員として、所長(責任者)、イベント・広報担当及び植物・施設管理担当(副責任者)の3名を配置。サポートスタッフとして2~4名を配置。	・しばらく黒字経営は続いているが借入金は多く正味財産はマイナスとなっている。
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	・開所時間内は、県民の森利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。	300	・定期的な研修(内部・外部研修、講義・ディスカッション等)や視察、OJT等によって、運営管理に必要な専門知識・技術の向上および継続的な能力向上を図る。 ・施設管理に必要な資格を有する者(防火管理者等)を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。	245
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				
人材育成方針、研修体制が効率的かつ適切なものとなっているか				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか				
総合審査結果		3,000		2,480

指定管理候補者となった団体の名称等

団体の名称等	三重県三重郡菰野町千草3927-1 NPO法人ECCOM 理事長 森 豊
選定委員会の講評	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の森の自然環境を最大限に生かしたイベントを増やしたことで利用者数を順調に増加させており、運営・管理を適切に行ってきたと認められる。</li> <li>・これまでの実績やデータに基づき、利用者数の増加に向けて具体的な目標が設定され、PDCAサイクルによる継続的な取り組みを行う提案となっている。</li> <li>・自然体験型イベントの実施では利用者が関心を持ち、理解し、行動するそれぞれの段階に対応した森林環境教育のプログラムが提案されている。</li> <li>・ポストコロナの観点からセルフガイドやオンラインイベントなど新しい時代へのアプローチが明記されている。</li> <li>・危機管理に関するマニュアルの作成など緊急時や個人情報等への対応も十分に考慮されており、管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されていると評価できる。</li> <li>・運営母体の経営については、必ずしも安定しているとは言い難い状態であるため、安定した財政基盤の確立が求められる。</li> </ul>

## (議案補充説明)

### 2 三重県上野森林公園の指定管理者の指定議案について

#### 1 議案

議案第 182 号「三重県上野森林公園の指定管理者の指定について」

#### 2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県上野森林公園」について、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県上野森林公園条例（平成 10 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

#### 3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県上野森林公園
- (2) 設置場所 三重県伊賀市下友生字松ヶ谷 1 番地

#### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県三重郡菰野町千草 3927-1  
名 称 N P O 法人 E C C O M  
代表者 理事長 森 豊

#### 5 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

##### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 2 年 9 月 23 日から令和 2 年 9 月 29 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

- ・有限会社伊藤農園（三重県伊賀市荒木 890-1）
- ・N P O 法人 E C C O M（三重県三重郡菰野町千草 3927-1）

##### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県上野森林公園指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、経費だけではなく、サービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 石川 知明 (三重大学教授)  
委 員 赤木 邦男 (弁護士)  
委 員 岩田 広子 (公認会計士)  
委 員 小林 ゆかり (株式会社百五総合研究所 主任研究員)  
委 員 三宅 和枝 (森と暮らしのデザイン集団 k i c o r i s 会員)  
委 員 保黒 時男 (公募委員)

イ 審査の経過

令和2年 8月 21日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の決定）  
令和2年 10月 12日 第2回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査）及び  
総合判定）

※応募団体数が3団体以内であったため、第1次審査（書類審査）を実施  
せず、全ての申請団体に対して第2次審査（ヒアリング審査）を実施しました。

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準  
などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（3000点満点））

第1順位 NPO法人ECCOM (評価点 2508点)  
第2順位 有限会社伊藤農園 (評価点 1756点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県三重郡菰野町千草 3927-1

名 称 NPO法人ECCOM

代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果を踏まえ、「NPO法人ECCOM」は、  
・平成28年度から指定管理者として、園内の施設や森林の管理を行っており、  
三重県上野森林公园の自然環境を最大限に生かしたイベントの開催などによ  
り利用者数を高い水準で安定させるなど、運営・管理を適切に行ってきましたと  
認められること。

・危機管理に関するマニュアルの作成など緊急時への対応や個人情報の適切な管理が十分になされているとともに、管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されており、十分に三重県上野森林公園の管理、運営が可能であると見込まれること。

などを評価し、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### (1) 県民サービスの向上

指定管理候補者は、これまでの実績やデータに基づき、利用者数の増加に向けた具体的な提案を行っているとともに、自然体験型イベントの実施において、利用者の「関心と理解」の段階に対応した森林環境教育のプログラムを提案していることなどから、施設利用者数の増加や満足度の向上が期待できます。

### (2) 経費の縮減

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウを活用して経費の縮減を図ることができます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) 緊急発生時の対応
- (6) リスク分担
- (7) 業務計画書の提出
- (8) 業務報告書の提出
- (9) 事業報告書の提出
- (10) 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和2年 12月 | 指定管理者の指定        |
| 令和3年 3月  | 協定書の締結          |
| 令和3年 4月  | 指定管理者による施設管理の開始 |

## 提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
1 県民の平等な利用の確保  管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策、豊かな自然環境の保全と活用等の施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。	300	<p>【有限会社伊藤農園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な自然を守りつつ、人々の快適空間の実現、自然保護のための啓蒙活動、未来ある子供たちのために環境教育活動を行い、この県有財産を最大限活用する。</li> <li>・利用者のためのサービス向上、安全を守る施設管理、自然環境に関する知識を踏まえた森林整備、湿地管理、園路環境整備、地域住民の生きがいづくりの活動を実現する。</li> <li>・「命あふれる森づくり」を主眼に管理運営を行う。</li> <li>・県の指定する成果目標である、来園者数増、イベントの満足度、施設の満足度の各目標数値を達成することを目標とする。</li> <li>・法令や社会規範を遵守し事業の公共性や社会性を十分に認識した高い倫理観に基づいて事業活動を展開する。</li> </ul>	181  ・全般について、具体的な計画が記述されていない部分が多い。
指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか				
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか				
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか				
企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				
2 三重県上野森林公园の適切な維持管理  管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理方針にそって管理運営を行うこと。 (・利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。 ・利用促進を図る ・常に良好な状態に保つ ・利用者の安全を常に確保する。) ・緊急時の対応 (・危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成 ・緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備 ・緊急事態等の発生時には危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) ・個人情報の保護について、三重県個人情報条例の遵守 ・情報公開について三重県情報公開条例の遵守 ・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行なう適切な状態に保つこと。 ・適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。	750	<p>【有限会社伊藤農園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全性の確保、快適空間の実現、県の財産を守ること、そして、50年後の公園を考えて、持続可能な管理を行う。</li> <li>・貴重な里山と湿地の保全、動植物の遺伝子の保存、そして常に人々の憩い、癒しの場であることを目指し、管理業務を行う。</li> <li>・業者への委託は行わず、可能な限り、職員が専門性を持って行う。</li> <li>・植物管理については、造園業者として長年培ったノウハウを生かす。</li> <li>・花のテラスの花壇は一部をボランティアの園芸手腕に委ねる。</li> <li>・日常的な樹木管理については、「木を元気にする剪定法」により、適正な維持管理を行う。</li> <li>・サギソウ園等の希少動植物保護のため、絶滅の危険の高いものについては情報公開を行わず、マナーのよい来園者のみが楽しめるよう「秘密の花園」化する管理を行う。</li> <li>・森林管理は、50年後の公園を考え維持管理する。ナラ枯れに関しては当社社員が実績のある炭撒きによって予防する。保存エリアについては、ナラ枯れ、マツ枯れ被害木の伐採のみを行い、森林の自然な遷移を見守る。</li> <li>・里山エリアについては、大径木を炭撒きによって守るほかは、ボランティアと協力して小径木の萌芽更新を促進し、かつての里山管理を実践していく。</li> <li>・施設点検のための巡回は、2週間に一度行なうほか、利用者からの情報についてはいち早く対応する。</li> <li>・緊急時対応マニュアルを作成し必要に応じて更新し、年に1回の訓練と職員には人命救助の研修を行う。</li> <li>・各イベントの実施において、人数制限とアルコール消毒、体温測定、マスク着用を徹底するほか、ソーシャルディスタンスを確保するような会場づくりを行う。</li> </ul> <p>【NPO法人ECCOM】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安全・安心・快適に利用できる空間であることを最優先に考え、仕様書に定められている管理水準を満たし、常に良好な状態に保てるよう維持管理に努める。</li> <li>・PDCAマネジメントサイクルに基づいた運営により、常により良い環境を提供し、利用促進につながるよう取り組む。</li> <li>・維持管理業務のうち、専門技術を要する業務については、委託により管理する。</li> <li>・マツ枯れの被害木が発生した場合は速やかに伐採し、燃料や堆肥として有効利用する。</li> <li>・ウェブ会議ツールやビジネスチャットツールなどのビジネスツールを効率的に業務に取り入れる。</li> <li>・各エリアにおいて長期的な視点に基づき、生物多様性の確保に配慮した管理を行う。</li> <li>・園内に生息・生育する動植物は日常的に記録し、生物多様性を確保する管理に反映させる。</li> <li>・1日4回の巡回を行う。巡回マニュアルや展望台具等点検マニュアルの活用により危険箇所の早期発見、早期対応を実施する。</li> <li>・危機管理マニュアルを策定し、事故等が発生した場合、迅速に対応し、二次被害を防止する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止対策として、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・消毒の実行」をスタッフ、利用者ともに励行することを基本とした公園運営を行う。</li> </ul>	465  ・樹木管理について詳細な方針、計画をたてている。 ・森林や木に対して熱い情熱がある。 ・活動実績に基づく具体的な樹木管理の提案について評価した。 ・造園業者、樹木医としての視点から管理できる強みがある。 ・ナラ枯れ、マツ枯れ等から森林の生態系を失わない為に、技術的取り組みが行われている。今後、科学的根拠を解明し、世の中に広めて戴きたい。 ・ナラ枯れ、マツ枯れ対策について炭の活用を提案した点、炭の活用を公園の木や地域との連携で循環させるネットワーク作りを評価した。
施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか				
長期的な視点に基づいた管理方法であるか				
生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか				
利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか				
危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか				・審査基準を満たした提案がされている。
緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか				
緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか				
個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
情報公開を積極的に行なう体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
適切な新型コロナウイルス感染防止対策がとられているか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
3 三重県上野森林公园の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	・問い合わせ等があつた場合には、丁寧な対応と適切な案内を行うこと。 ・自然体験型イベントを年24回(原則月2回)を実施すること ・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 ・ホームページによる情報提供などを行い、利用促進に努めること。(原則週1回情報発信すること) ・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。	1,350	<p>【有限会社伊藤農園】            ・年24回以上の総イベント数の中で、自然体験型イベントが8割以上となるように実施する。公園の自然の魅力を最大限に伝えるよう、計画段階から、職員の経力をあげて取り組む。各観察会、植物、野鳥、昆虫などを実施するほか、森林整備の際の資源を生かしたものづくりイベントを計画する。リース作り、ミニツリー作り、木彫体験など。その他、森のようちえん、オリエンテーリング、各森遊びイベントなどをコロナ対策を講じて開催する。            ・枯れ木の伐採などはその後の利用を考えて行い、地域の人々に有償で薪等として利用してもら、森林保全管理のための費用とする。            ・子どもたちをまず、森に呼び、森の中での遊び方、危険な場所や動植物の知識を知らせ、その上で遊びながら、森の動植物を通じてさまざまな気付きや学びを促す。また、シニア世代の生涯学習の場として、公園利用を促進する。            ・通常の情報提供の他に、地域の情報、ニーズを拾い集め、公園と結びつける役割を果たすことにより、利用者の増大を図る。            ・自然体験型イベントは、公園の自然の魅力を引き出し、伝えられるようさまざまな試みを行い、職員が知恵を出し合ってお客様に満足していただけるものを提供する。            ・既存のホームページの他に、ネット環境を持たない県民のため紙媒体での各通信発行等を欠かさず行う。            ・地域住民が参加できるイベントとして、病院や施設利用者のケアとなる公園利用を企画する。また、公園利用者の公園管理への参加なども模索する。            ・利用者が職員に会いに来るための来園を目指し、職員の接客研修を行うほか、定期的に勉強会を開き、サービス向上についての意識を高める。常にお客様を満足させるには、ということを念頭に置き接客していくことにより、利用者との良好なコミュニケーションを図り、あたたかい心の違う利用者と職員との関係を築き、県民の皆様方に好かれる公園をつくる。</p>	785
年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか				
独創的な内容のイベントが提案されているか				
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか				
森林公园として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか				
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか				
自然環境について十分な知識を有しているか				
三重県上野森林公园の利用者数を増加させる方策が提案されているか				
利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか				
三重県上野森林公园で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか				
施設の効用を高めるため、他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか				
三重県上野森林公园の管理及び運営について、地域住民等が参加できる管理が提案されているか				
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額 137,815円  令和3年度 27,563円 令和4年度 27,563円 令和5年度 27,563円 令和6年度 27,563円 令和7年度 27,563円	300	<p>【有限会社伊藤農園】            ・初年度は金融公庫などを利用し、必要時に支払い可能な状況を整えておく。            ・炭撒きに関する経費は、民間の助成金により賄う。管理については、職員の適材適所の配置と管理技術向上により、業務委託は行わない。花木管理は、専門の社員が行うほか、花壇への植栽はボランティアや園芸療法の場として利用する。</p> <p>【NPO法人ECCOM】            ・可能な限り自主事業収入が得られるよう取り組む。業務再委託は、大規模な機械力を活用する場合、専門的な資格や知識が必要な場合にのみ行う。業務再委託を極力少なくし、直営化に取り組む。            ・企業協賛やクラウドファンディング等を通して資金調達に取り組み、よりよい施設となるよう努める。</p>	168
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)				
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	300	<p>【有限会社伊藤農園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。</li> <li>・開所時間内は、上野森林公園利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。</li> <li>・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月間に16日以上配置すること。</li> <li>・施設管理に必要な資格を有する者(防火管理者等)を配置すること。</li> <li>・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。</li> </ul>	157 ・森林公園を管理していく上で有資格者を充分確保する必要がある。 ・マツ枯れなどへの想いが強すぎて、全般的な管理運営に不安がある。法人も債務超過で体力が乏しい。				
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	300	<p>【NPO法人ECCOM】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員として、所長(責任者)、イベント・広報担当及び植物・施設管理担当(副責任者)の3名を配置。サポートスタッフとして3~5名を配置。</li> <li>・定期的な研修(内部・外部研修、講義・ディスカッション等)や視察、OJT等によって、運営管理に必要な専門知識・技術の向上および継続的な能力向上を図る。</li> <li>・銀行とも関係性を構築しており、一般法人向けの融資も受けられるようになっている。入金のタイミングにより不足する場合は、当法人の収益事業収入から資金を補充する。</li> </ul>	245 ・しばらく黒字経営は続いているが、借入金は多く、正味財産はマイナスとなっている。				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	総合審査結果	3,000	<table border="1"> <tr> <td>有限会社伊藤農園</td> <td>1,756</td> </tr> <tr> <td>NPO法人ECCOM</td> <td>2,508</td> </tr> </table>	有限会社伊藤農園	1,756	NPO法人ECCOM	2,508	
有限会社伊藤農園	1,756							
NPO法人ECCOM	2,508							

#### 指定管理候補者となった団体の名称等

団体の名称等	三重県三重郡菰野町千草3927-1 NPO法人ECCOM 理事長 森 豊
選定委員会の講評	<p>・上野森林公園の自然環境を最大限に生かしたイベントを増やしたことで利用者数を高い水準で安定させており、運営・管理を適切に行ってきたと認められる。</p> <p>・これまでの実績やデータに基づき、利用者数の増加に向けた具体的な提案がされている。</p> <p>・自然体験型イベントの実施では利用者が関心を持ち、理解し、行動するそれぞれの段階に対応した森林環境教育のプログラムが提案されている。</p> <p>・ポストコロナの観点からセルフガイドやオンラインイベントなど新しい時代へのアプローチが明記されている。</p> <p>・危機管理に関するマニュアルの作成など緊急時や個人情報等への対応も十分に考慮されており、管理運営に関する組織体制、実施方策が確立されていると評価できる。</p> <p>・運営母体の経営については、必ずしも安定しているとは言い難い状態であるため、安定した財政基盤の確立が求められる。</p>

## (1) 第4次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）について

食育基本法に基づく県食育推進計画について、平成28年に策定した「第3次三重県食育推進計画」（以下、「第3次計画」とする。）の本年度中の見直しに向け、関係部局で構成するワーキンググループを設置し、第3次計画に基づく成果と課題や、令和2年10月に示された国の第4次食育推進基本計画（以下、「基本計画」とする。）の重点課題の考え方（案）を踏まえ、検討を進めています。

### 1 今後に向けた課題と食育をめぐる現状

#### (1) これまでの取組と課題

これまでの取組において、小中学校における食育推進組織の設置など食育を推進する体制の整備が進んだ一方で、小中学生の朝食の喫食や学校給食への地場産物導入、成人の健康に配慮した食生活の実践などは、当初の計画どおりに進展していません。適切な生活リズムの習得や農林水産物とその生産現場への理解増進、若い世代も含めた生活習慣病の予防等に向けて、さらなる取組の充実が必要となっています。

#### (2) 食育をめぐる現状

SDGsの達成に向けて、食育の推進が果たす役割に期待が寄せられているなか、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年に施行され、取組の充実が求められています。

また、県では、令和元年度から、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営を促進しているところであります、市町や企業等関係機関と連携して食育の視点を通じた健康づくりの取組を進めているところです。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による、地産地消への意識の高まりやデジタル化の進展など、食育を取り巻く環境変化への対応も必要となっています。

#### (3) 国の考え方

基本計画の重点課題の考え方（案）として、「新たな日常やデジタル化に対応した食育」や「生涯を通じた心身の健康を支える食育」、「持続可能な食を支える食育」の推進が盛り込まれています。

### 2 第4次三重県食育推進計画（仮称）中間案の構成

今後に向けた課題や食育をめぐる現状、基本計画における重点課題の考え方（案）をふまえ、「第4次三重県食育推進計画」（以下、「第4次計画」とする。）の中間案を作成しました。各項目のポイントは以下のとおりです。

#### (1) 「みえの食育」に取り組む方針

取組方針については、

- ・ 健全な食生活の実現に向けて、家庭、学校・保育所等、職場を含めた地域などにおける生涯を通じた途切れのない取組が重要であること。
- ・ 消費者に対する地域の農林水産業への理解促進や食文化の維持・継承を進めるには、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を深め、地域全体で取り組む必要があること。
- ・ 環境と調和のとれた食料の生産や消費の推進がより一層重要であること。

をふまえ、取組方針を「生活」、「地域」及び「環境」の3つの観点から整理しました。

### ① 豊かな生活を支える食育の推進

県民の皆さんのが、生涯を通じて健全な食生活を送ることができるよう、心身の健康を支え、生きる力を身につけるための食育を家庭や学校、職場など様々な場面で推進します。

### ② 豊かな地域を支える食育の推進

地産地消運動や農林漁業体験などを通じて、県民の皆さんが県内産農林水産物に触れ親しむ機会を増やすことで、生産者をはじめとする「食」に関わる多くの関係者のつながりによって、食が支えられていることへの理解を深めていただくとともに、食文化の維持・継承を推進します。

### ③ 豊かな環境を支える食育の推進

環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理、環境と調和のとれた持続可能な食料生産等の重要性を情報発信し、理解促進を図ります。

また、食品ロスの削減に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費(エシカル消費)」の啓発を行うとともに、食品関連事業者や教育関係者、市町等多様な関係者との連携・協働を図ります。

## (2) 具体的な施策

3つの取組方針に基づき、農林漁業者や食品関連事業者、ボランティア、教育関係者、市町等の関係者との連携・協働を図りながら、効果的な情報発信や研修などを行ううえで、デジタル（オンライン）技術を活用しつつ具体的な施策を展開します。

第4次計画においては、これまでの取組に加えて、「災害への『食』の備えの啓発」、「職場における従業員等の健康に配慮した食育推進」、「共食機会の創出」、「持続的な生産方法や資源管理等に関する普及啓発」及び「エシカル消費の啓発」について新たに計画に盛り込んでいきたいと考えています。

## (3) 目標項目

「みえの食育」に取り組む方針の主指標として、さらに取組を充実させる「小中学生の朝食の喫食」や「成人の健康に配慮した食生活の実践」、「学校給食への地場産物導入」といった、第3次計画の項目を継続するとともに、「食品ロスの削減」に関する項目を新たに加えることを検討しています。また、具体的な施策の進展状況を適切に把握するため、「三重県産農林水産物を使用した給食向け加工品の開発数」などの副指標を新たに設けます。

## (4) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

## 3 今後の方針

今後、有識者からの意見聴取やパブリックコメントの実施により県民の意見を聞くとともに、本委員会で頂いた意見や1月に公表予定の国基本計画（案）を踏まえて最終案をとりまとめ、令和3年3月の本委員会でお示しする予定です。

### <スケジュール>

令和2年12月下旬

有識者意見聴取会の開催

令和2年12月から令和3年1月

パブリックコメントによる意見募集

令和3年3月

環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明

令和3年3月

第4次三重県食育推進計画（仮称）策定・公表

## (2) 米の需給見通しとその対応について

### 1 現状

#### (1) 全国における今後の需給見通しについて

国の令和2年（令和2年7月から3年6月）の需給見通しでは、人口減少や食の多様化などの進展、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少に加え、令和2年産の全国の生産量が当初の見込みよりも増加する見通しとなったことから、令和3年6月末の在庫量は、過剰の目安となる200万トンを超える状況となっています。

このため、令和3年（令和3年7月から4年6月）の需給見通しでは、令和4年6月末の在庫量を適正な200万トン程度にするため、令和3年産の生産量の目安を693万トンに抑える見通しとなっています。

＜全国における主食用米等の需給見通し＞ (万トン)

		期首(7月) 民間在庫量 A	生産量 B	供給量計 C=A+B	需要量 D	期末(6月) 民間在庫量 E=C-D
令 和 2/3年	令和2年7月 ～3年6月	189 (200)	令和2年産 708～717 (723)	897～906 (923)	717 (711～716)	180～189 (207～212)
令 和 3/4年	令和3年7月 ～4年6月	207～212	令和3年産 693	900～905	705	195～200
生産量の目安の 減少量（減少率）			▲15～▲24 (▲2.12～▲3.35%)			

※令和2年7月～令和3年6月における、下段（　）書きは、実績数量

#### (2) 県における需給調整の取組について

本県でも、行政、JA等の生産者団体、卸売事業者等で構成する三重県農業再生協議会において、例年11月頃に国から出される需給見通し等を踏まえた翌年産の生産量を算定し、生産量の目安として各市町に設置されている地域農業再生協議会に配分するとともに、生産者に提示して、需給調整を進めているところです。

### 2 本県における令和3年産の生産量の目安について

#### (1) 生産量の目安の算定

国の令和3年の需給見通しでは、令和3年産の生産量の目安を、令和2年産より最大で3.35%減少させる計画となっています。

本県では、これまで全国における生産量の目安の対前年減少率を用いて、県全体の生産量の目安を算定していました。しかし、令和3年産では、これまでの2倍以上の減少率となることから、農業者の生産意欲の減退につながらないよう配慮し、全国における生産量の目安の減少率は用いず、国と同様に県産米の需給見通しを策定したうえで、需要量、在庫量については好調な県産米の販売状況を考慮し、独自に生産量の目安を算定しました。

#### (2) 令和3年産の生産量の目安について

策定した県産米の需給見通しに基づく、本県における令和3年産の生産量の目安は、主食用の生産量として132,336トンに、種子用の生産量462トンを加え、計132,798トンとしました。

主食用米の生産量の目安の対前年減少率は、3.09%となり、国の対前年減少率3.35%より低く抑えることとなりましたが、作付け抑制は過去最大規模となります。なお、面積換算では、令和2年産の目安面積27,311haより、844haの減少に相当します。

11月19日に開催された三重県農業再生協議会総会において、令和3年産生産量の目安を決定し、市町農業再生協議会に配分したところです。今後、市町農業再生協議会において、生産者や集落などに対し提示される見込みとなっています。

#### ＜主食用県産米の需給見通し＞

(トン)

		期首(7月) 民間在庫量 A	生産量 B	供給量計 C=A+B	需要量 D	期末(6月) 民間在庫量 E=C-D
令和 2/3年	令和2年7月 ～3年6月	(19,407)	令和2年産 136,557 (127,900)	(147,307)	(130,020 ～130,726)	(16,581～ 17,287)
令和 3/4年	令和3年7月 ～4年6月	16,581 ～17,287	令和3年産 132,336	148,917 ～149,623	130,216	18,701～ 19,407
生産量の目安の 減少量(減少率)			▲4,221 (▲3.09%)			

(参考) 国減少率3.35%を当てはめると、令和3年産の県産米の生産量は、131,986トンとなる。

※ 令和2年7月～令和3年6月における、下段( )書きは、実績数量

※ 令和4年6月の在庫量(E)については、米価が安定していた時期の平均在庫量2万トンを基準に、令和2年6月末の在庫量を適正在庫量として設定した。

### 3 今後の取組

米の作付け抑制はこれまで最も大きくなることから、市町やJA等関係機関と連携しながら、生産者に対し、現在の米の需給状況を正しく伝え理解を求めるとともに、作付けの転換にあたっては、経営所得安定対策に係る交付金などの情報提供や活用に向けたきめ細かいサポートに取り組みます。

また、本年10月に策定した「三重の水田農業戦略2020」に基づき、水田フル活用による需要に即した作物の一層の生産を促進するため、営農指導員や普及指導員を中心とした技術的支援や消費者・実需者に向けた販売促進に取り組みます。特に、水田フル活用の中心作物として、以下の取組を進めます。

- ・ 麦・大豆の生産振興を図るため、国の麦・大豆増産プロジェクト事業などを活用し、作物の圃地化や機械・施設の導入支援に取り組みます。
- ・ 麦については、県産麦の需要拡大につなげるため、実需者ニーズに応じた品種の作付けや収量の安定化、品質向上に向けた支援に取り組みます。
- ・ 大豆については、国産大豆の需要が好調であることから、排水対策など技術面の支援に取り組むことにより、作付けの拡大と単収の向上を図ります。
- ・ 飼料用米やWCS用稻については、麦、大豆の不適地における作付け拡大と収量の向上を図ります。また、実需者と連携した野菜の生産など、高収益作物の作付け拡大を推進します。
- ・ 県産の米、麦、大豆等について、需要の拡大に向け、プロモーションや実需者と連携した商品開発などに取り組みます。

### (3) 伊勢茶の振興について

#### 1 現状

県では、伊勢茶の振興に向け、これまで農地中間管理事業等の活用による茶園の担い手への集積や老朽化した茶園の改植、需要に対応した新品種の導入、国際水準GAPの認証取得や実践による安全・安心な茶の生産・販売、県内外における消費拡大と海外への販路開拓などに取り組んできました。

その一方で、伊勢茶の栽培面積および生産量は全国3位にあるものの、需要の減退などの影響による担い手の不足や高齢化により、平成30年には、栽培面積が2,880ha、生産量が6,240トンとなり、ピークとなった昭和56年頃の7割程度となっています。

こうした中、令和2年度は、ペットボトル用茶葉の需要の伸び悩みなどによる民間在庫量の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の減少等が加わり、販売数量・価格とも過去最低の状況となっており、伊勢茶を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

<生産量・平均販売価格の状況> (トン、円/kg)

	平成30年産		令和元年産		令和2年産		令和2年/令和元年	
	生産量	販売単価	生産量	販売単価	生産量	販売単価	生産量	販売単価
一番茶	2,808	1,552	2,480	1,352	2,030	1,090	82%	81%
二番茶	1,976	917	1,787	641	1,066	496	60%	77%
計	4,784	1,290	4,267	1,054	3,096	885	73%	84%

#### 2 令和2年度の取組状況

こうした状況の中、県では、国の事業も活用しながら、伊勢茶の消費拡大や茶農家への支援に加え、輸出拡大に向けた取組を行っています。

##### (1) 伊勢茶の消費拡大に向けた取組

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、小売店舗の休業や催事等の中止に加え、新茶のキャンペーン等が実施できない中、本県では、伊勢茶推進協議会など8団体が、国の茶販売促進緊急対策事業を活用し、総額約10億円の事業として、
  - 地域のイベントや首都圏・関西圏の量販店、観光地のホテル等における伊勢茶試供品の配布
  - 新しい茶の飲み方として、マイボトル等で簡便でかつ本格的に伊勢茶を楽しんでいただくためのティーバッグ活用の啓発
  - パッケージに付したQRコードを活用したアンケートによる伊勢茶の消費動向調査
  - 学校等における、茶の淹れ方など茶文化を学ぶ体験機会の提供などに取り組み、民間在庫の縮減と新たな需要の創出を図っています。

## (2) 茶農家の取組支援

- ・国の高収益作物次期作支援交付金を活用し、収入が減少した茶農家が次期作に向けて取り組む際の新しい農薬や肥料などの資材購入費のほか、厳選出荷に要する人件費などに対して支援に取り組んでいます。
- ・茶の収量の安定化や品質の向上に向け、二番茶におけるかぶせ茶の摘採時期を予測するシステムなど、ＩＣＴを活用した栽培技術の実証・普及に取り組んでいます。

## (3) 輸出拡大に向けた取組

- ・輸出に必要となるGAP認証取得の拡大を図るため、審査経費の節減はもとより、効率的に栽培履歴やロットの管理を行うことができる団体認証の取得・更新に必要な申請書類の作成等を自動化（RPA）する団体マネジメントツールの開発を進めています。
- ・令和2年2月に現地企業への原料供給が実現したアゼルバイジャン共和国への輸出のさらなる拡大に加え、同国で生産された伊勢茶加工品を第三国に輸出する販路構築のモデルづくりを進めています。
- ・海外における伊勢茶の販路開拓に向け、伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的少なく、経済成長が著しいベトナムのレストラン・カフェチェーン企業を対象に、大手旅行会社と連携しながら、伊勢茶産地をオンラインで紹介するツアーの実施や現地カフェにおけるプロモーションに取り組んでいます。

## 3 今後の対応

製茶工場を運営する農業法人や、茶葉の生産のみを行う芽売り農家等が今後も経営発展していくよう、園地の集積・集約化と合わせた新品種の導入による作期分散を図りながら、適期収穫による品質向上や経営規模の拡大を促進するとともに、産地の中核的な製茶工場を中心とした生産体制の強化に取り組みます。

また、国内における消費拡大に向け、県内量販店や東京のギフト専門店等における伊勢茶の販売拡大やブランドイメージの向上を図るためのプロモーションに加え、伊勢茶の消費動向調査の結果を踏まえた、新しい茶の飲み方提案に取り組みます。

さらに、国外における需要拡大に向け、伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、大手旅行会社と連携しながら、現地食品企業等への原料供給の拡大を図り、第三国への伊勢茶加工品の輸出拡大につなげていきます。

こうした取組とあわせ、今後、伊勢茶産地の振興に向けた取組を効果的に進めるため、県や茶市場、茶出荷団体、三重県茶業会議所等の関係機関が協議する場を設け、課題の共有や対応策の検討を進めるとともに、その検討結果などを踏まえて、平成23年に策定した「三重県茶業振興の指針」（平成25年一部改定）の見直しに取り組みます。

## (4) 高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応状況について

### 1 現状

高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）については、本年 11 月 5 日以降、香川県内で発生が相次ぐとともに、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県でも発生し、12 月 8 日現在、19 例にまで発生が拡大しているところです。

また、北海道、鹿児島県、新潟県、和歌山県、岡山県では、野鳥由来の検体から同亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、全国的に発生が危惧される状況となっています。

### 2 本県の対応状況

こうした状況を受け、県では、家きん飼養農場への飼養衛生管理の徹底に向けた指導や相談対応などに取り組んでいます。

#### (1) 家きん飼養農場への指導等

県内家きん飼養農場へは、鳥インフルエンザに警戒するよう、これまで日常的に指導してきており、特に、渡り鳥による本病発生のリスクが高まる 9 月以降は、鶏舎への野鳥等の侵入を防ぐための防鳥ネットの確認、農場及び鶏舎に出入りする人や車両等の消毒、農場・鶏舎内への部外者の立ち入り制限等、家畜伝染病予防法により定められた、飼養衛生管理基準を遵守するよう強く指導しています。

#### (2) 家きん飼養農場への情報提供等

今シーズンにおける国内家きん飼養農場での発生を受け、飼養規模が 100 羽以上の家きん飼養農場（131 農場）に対し、飼養家きんの異常の有無の確認要請や、FAX 等による高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る情報提供等を行っています。

また、24 時間体制で、家きん飼養農場等からの相談対応に取り組んでいます。

#### (3) 緊急消毒の命令等

香川県での 2 例目の発生に伴い、国では、11 月 8 日に、高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため、香川県を含む近隣 12 府県に対して、家きん飼養農場への消毒命令の発令により、発生防止を徹底するよう要請しています。

三重県は要請の対象地域外となっていますが、本県の家きん飼養農場の消毒レベルを高い水準に維持するため、県独自の措置として、飼養規模が 100 羽以上の家きん飼養農場に対し、11 月 20 日から翌年 1 月 14 日までに緊急消毒を行う旨の命令を発令するとともに、対象となる家きん農場に対し、消毒資材（消石灰）を無償で配付しています。これまでに、飼養羽数の多い地域を優先に、伊賀、鈴鹿、津、松阪地域で配付を行い、全対象農場への配付は 12 月 17 日頃に完了し、年内には県内全域での散布を終えたいと考えています。

なお、飼養羽数が 100 羽未満の展示施設や個人の方にも消毒資材を配付し、散布を要請しています。

#### (4) 野鳥への対応

死亡した野鳥に対する調査については、国内の養鶏場での発生を受け、3 段階ある対応レベルのうち、現在最高レベルで監視を行っています。12 月 8 日現在、5 羽の死亡野鳥の検査が実施済みであり、結果はすべて陰性となっています。

## (5) 危機管理推進者会議の開催

12月6日に奈良県の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザが発生したことをうけ、危機管理推進者会議を開催し、国内における本病の発生状況、それに伴う本県の対応及び有事の際の連絡体系について、改めて、各部局間で確認を行いました。

### 3 今後の取組

高病原性鳥インフルエンザについて、本県では、平成23年度以降、発生は認められていません。しかしながら、今シーズンは初発が早く、現在は四国・九州が発生の中心であるものの、これからが最もリスクの高まる時期となってくることから、引き続き、生産者等と連携を密にしながら、緊張感をもって発生予防に取り組んでいきます。

(参考) 令和2年度における全国での高病原性鳥インフルエンザの発生状況

事例	発生日	発生県・市	発生農場の飼養羽数等
1	R2.11.5	香川県 三豊市	採卵鶏 31.7 万羽
2	R2.11.8	香川県 東かがわ市	採卵鶏 4.6 万羽
3	R2.11.11	香川県 三豊市	肉用種鶏 1.1 万羽
4	R2.11.13	香川県 三豊市	肉用種鶏 1 万羽
5	R2.11.15	香川県 三豊市	採卵鶏 7.7 万羽
6	R2.11.20	香川県 三豊市	採卵鶏 15.4 万羽
6 関連	R2.11.20	香川県 三豊市	採卵鶏 11.7 万羽
6 関連	R2.11.20	香川県 三豊市	採卵鶏 2 万羽
6 関連	R2.11.20	香川県 三豊市	肉用鶏 5.7 万羽
6 関連	R2.11.20	香川県 三豊市	肉用鶏 1.7 万羽
7	R2.11.20	香川県 三豊市	採卵鶏 43.9 万羽
8	R2.11.21	香川県 三豊市	採卵鶏 7.5 万羽
9	R2.11.25	福岡県 宗像市	肉用鶏 9.4 万羽
10	R2.11.25	兵庫県 淡路市	採卵鶏 14.6 万羽
11	R2.12.1	宮崎県 日向市	肉用鶏 4 万羽
12	R2.12.2	宮崎県 都農町	肉用鶏 3 万羽
13	R2.12.2	香川県 三豊市	採卵鶏 24.3 万羽
13 関連	R2.12.2	香川県 三豊市	採卵鶏 12.6 万羽
14	R2.12.2	香川県 三豊市	採卵鶏 2 万羽
15	R2.12.3	宮崎県 都城市	肉用鶏 3.6 万羽
16	R2.12.6	奈良県 五條市	採卵鶏 8.3 万羽
17	R2.12.7	広島県 三原市	採卵鶏 8.1 万羽
17 関連	R2.12.7	広島県 三原市	採卵鶏 5.3 万羽
18	R2.12.7	宮崎県 都城市	肉用鶏 6 万羽
19	R2.12.8	宮崎県 小林市	肉用鶏 4.3 万羽

(6県 19事例 25農場 約240万羽)

## (5) 令和元年度森林環境譲与税の県内における活用状況報告について

### 1 森林環境譲与税について

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年度に創設されたところです。昨年度には、県内市町に対して約3億8千万円、県に対して約9千6百万円が譲与されました。

使途については、地域の実情に応じて法令に定める範囲で市町村、都道府県の責任で定めることとされており、市町村が森林經營管理法に基づいて実施する間伐等の森林整備をはじめとして、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進等に充て、翌年度に公表することとされています。

こうした中、県では、森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるよう、平成31年2月に森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方を定め、市町と連携して取組を進めています。

### 2 令和元年度の取組

#### (1) 県の取組

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項において、都道府県は、市町村が行う森林整備への支援等に森林環境譲与税を充てることとされています。

こうした中、県では、森林經營管理制度の定着と円滑な実施に向けて、以下のとおり市町の事業推進を支援しました。

##### ①みえ森林經營管理支援センター等における支援

市町担当者向けの研修会や相談対応、巡回指導等を実施するとともに、市町が森林經營管理法に基づく業務を実施する上で発生する法的課題に対応できるよう法律相談窓口を設置しました。

##### ②みえ森林・林業アカデミーにおける支援

森林整備等を担う人材の育成を図るとともに、市町の体制強化を図るため、高度な經營や管理能力、現場技術の習得に向けた講座や、市町職員講座、地域林政アドバイザー講座を開催しました。また、講座に必要な研修機器の整備や講師人材の育成、カリキュラムのプラッシュアップを目的とした調査・研究に取り組みました。

##### ③木材利用の促進等に向けた支援

中大規模建築物等の木造設計を行う人材を養成する講座や、建築学科等の高校生を対象とした林業・木材産業の現場体験ツアーを開催しました。また、林業への新規就業者を確保するため、首都圏等で開催される就職相談会や移住相談会への出展、高校生を対象とした職場体験研修の開催等に取り組みました。

## (2) 市町の取組

市町においては、それぞれの実情に応じたさまざまな取組に森林環境譲与税が活用されており、金額ベースでの活用割合は、森林経営管理法に基づく意向調査やその準備作業を含む森林整備関係が全体の41.2%、木材利用関係が5.8%、担い手対策関係が0.1%となっており、残りの52.9%が令和2年度以降に本格化する森林整備や公共建築物の木造・木質化への活用を目的として基金に積み立てられました。

<市町における特徴的な取組>

### ①津市

森林経営管理法に基づく意向調査が約3,300ha（約11,600筆、約2,500名分）の森林で実施されました。このうち、市への経営管理委託を希望する森林が多かった箇所81.4haを対象として、現況調査や境界明確化を実施しており、令和2年度中に森林経営管理権を設定することとしています。

### ②松阪市

意向調査を約300haの森林で実施するとともに、早期に森林整備を行う必要がある箇所について、市、森林所有者、林業事業体による三者協定を締結し、約172haの森林で間伐が実施されました。今後も引き続き、森林経営管理法に基づく取組を進めるとともに、緊急的に整備が必要な森林においては、三者協定に基づく森林整備を推進し、森林の適正な管理を図っていくこととしています。

## 3 今後の対応方針

森林環境譲与税については、災害防止や国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、令和2年度以降、譲与額が前倒しで増額されることとされ、令和2年度の各市町への譲与額は令和元年度の約2.1倍、県への譲与額は約1.5倍となる見込みとなっています。

また、令和元年度は、森林経営管理制度がスタートした年度であり、多くの市町において、後年度の森林整備に向けた意向調査やその準備作業に取り組んできること等から、全国の状況と同様に基金への積立が多くなっており、今後は、森林環境譲与税の増額の趣旨等をふまえ、森林整備を本格化させていくこと等が必要です。

このため、県では、それぞれの市町の抱える課題に対応した、よりきめ細かな支援が実現できるよう、みえ森林経営管理支援センター等による市町の事業推進への支援を拡充するとともに、みえ森林・林業アカデミーにおいて、ICTなどのスマート技術を有効に活用できる人材の育成等に向けて、新たな拠点施設の整備を進めてまいります。

また、所有者が不明であることが多い奥地の森林において、森林所有者の探索や境界明確化作業を実施するための設計単価や経費算定方法のモデルなどを提案し、市町の主体的な取組を促進するなど、引き続き、森林環境譲与税の有効活用に取り組んでまいります。

## (6) 「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」の見直しについて

### 1 経緯

県では、公共事業や地域開発等に関連する協力金等のあり方等を定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」(平成 11 年 8 月 25 日付 漁第 2094 号、河第 273 号)に基づき、内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という。）と建設業者・企業等との間に協力金等の問題が発生した場合には、調整を図る任意の協議会を設置すること等としていましたが、これまで関係者からの開催要請はなく、協議会等が開催された実績はありませんでした。

こうした中、本年 7 月に県内の内水面漁協の組合長が恐喝容疑で逮捕された事件において、協力金の強要が問題となっていることを受け、県では、協力金のあり方について検討を進めており、平成 11 年に定めた基本方針を見直すこととしました。

なお、この検討過程においては、三重県内水面漁業協同組合連合会（以下、「内水面漁連」という。）及び内水面漁協関係者から協力金等の状況を聞き取るとともに、新たな基本方針の考え方について説明を行っているところです。

### 2 平成 11 年に定めた基本方針の概要

平成 11 年に県（農林水産部と県土整備部）が策定した「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」は、公共事業や地域開発等により生じる濁水や排水等により、水生生物に多少の影響があるとして協力金等の授受が多くの漁協で見受けられることから、漁業権に基づいて魚種の増殖活動を継続している河川において、河川に関連する公共事業や地域開発等を円滑に推進するため、河川は公共用物であるとの認識のもと定めました。

なお、この基本方針では、内水面漁協に対する県の指導、工場等の排水に係る県の取組、公共事業・開発行為に対する県の取組、協議会等の設置について定めています。

### 3 基本方針の見直しの考え方

新たな基本方針案（別紙）では、

- ・県発注公共工事の施工に関し、内水面漁協から工事受注者へ金品を要求することを全面禁止
- ・県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁協と工事受注者との間での金品授受を全面禁止などを見直しの柱として考えています。

あわせて、県発注公共工事に伴う濁水等による漁業被害が発生した場合に備え、新たに、内水面漁協を管轄する各農林水産事務所水産室に現地相談窓口を置くとともに、本庁水産資源管理課内に相談窓口本部を設置することとしています。

なお、濁水等による漁業被害発生時の対応については、次のとおり検討しています。

ア 濁水等による漁業被害発生時は、内水面漁協からの要請により現地相談窓口担当者と公共工事発注担当者（建設事務所担当者又は農林水産事務所担当者）が現地確認を行い、濁水等の発生状況や漁業被害状況を確認し、相談窓口本部に報告します。

イ 相談窓口本部は、内水面漁協が被った濁水等により発生した漁業被害に係る経済的損失の有無を判断し、因果関係が明確で補償が必要と判断した場合には、漁業補償として適切に対応します。

ウ 相談窓口本部は、発生した漁業被害により内水面漁協に損失があると認めた場合は、工事の中止若しくは停止等の対策を講じるべき相談案件として、濁水等発生の原因となる県公共工事発注機関に対して、適切な対策を施すよう促します。

#### 4 今後の対応

令和3年1月からの運用に向け、本常任委員会での議論を踏まえて12月中に基本方針を改定するとともに関係要領等を策定し、内水面漁連・内水面漁協に対して周知徹底を図ります。

また、新たな方針をはじめ法令順守を徹底するための研修を実施するなど、県と内水面漁連が連携して内水面漁協のコンプライアンス推進に取り組んでまいります。

## 漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針（案）

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という）の組合長が、県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、平成11年度に農林水産部と県土整備部で定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を見直し、新たな基本方針を以下のとおり定めます。

### 1 協力金の廃止

濁水による漁業被害については、工事着手前にはその把握が困難なことから事前の補償は行わないことを再確認し、以下のように取り扱うこととします。

- ① 県発注公共工事の施工に伴い、内水面漁協から受注者へ金品を要求することを全面禁止します。
- ② 県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、受注者と内水面漁協における金品授受を全面禁止します。

### 2 県発注公共工事における取組

河川は公共用物であるとの認識のもと、工事より生じる濁水などが河川に影響を及ぼす恐れがある場合には、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協への工事概要、施工方法、現場管理等の工事説明、工事実施時期の調整は発注者が行います。説明内容や調整内容は発注者と受注者で共有します。
- ② 濁水防止対策として地域にあった適正な仮設工法を採用し、受注者に施工させます。
- ③ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努めます。

### 3 工場、事業場の排水に係る県の取組

水質汚濁防止法、三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、排水の規制を行うものとします。また、工場、事業場に対し自主管理を徹底するよう指導します。

#### 4 内水面漁協に対する県の指導

法律に基づく正当な権利の保護と団体の運営を図るため、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理業務を遂行するよう指導します。
- ② 内水面漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査等を通じて、コンプライアンス意識を高く持った適正な漁協運営をするよう指導します。

#### 5 濁水漁業被害相談窓口の設置

県発注公共工事の施工に伴う濁水漁業被害について、相談窓口の設置により権利に基づかない要求を排除し、漁業権に基づく正当な権利主張を促すことで、事後の漁業補償など原因者による迅速な解決を図ります。

- ①濁水漁業被害相談窓口本部：農林水産部水産資源管理課
- ②濁水漁業被害現地相談窓口：各農林水産事務所水産室

#### 6 不当要求等への体制の構築

県発注公共工事の受注者に対する不当要求等への対応を強化するために、発注者側の体制を構築するとともに、警察等と連携して協議会を設置し、不当要求等の根絶に取り組みます。

##### ① 不当要求等に対する発注者側の体制の構築

受注者からの報告（相談）窓口を発注機関の副所長等に定めるとともに、関係部所が連携し、一体となって対応する体制を構築します。

##### ② 警察等と連携した協議会の設置

警察等と連携した協議会を設置し、不当要求等の事例や具体的な対応方法を共有することで、不当要求等の根絶に取り組みます。

#### 7 新たな基本方針の定期的な検証

基本方針は20年以上経過し、発注者側の認識が低下していたことや、組織の見直しがあったにもかかわらず、見直しがなされていなかったことを教訓とし、新たな基本方針については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し、継続運用に向け取り組んでいきます。